

一般競争入札の実施（公告）

福江空港航空灯火補用品調達業務について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年10月31日

長崎県五島振興局長 入口 健治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務番号及び業務名

7五振空第25号

福江空港航空灯火補用品調達業務

(2) 業務内容

入札説明書添付の「福江空港航空灯火補用品調達業務仕様書」のとおり。

(3) 納入期限

令和8年3月25日

(4) 納入場所

長崎県五島振興局建設部福江空港管理事務所（長崎県五島市上大津町2158）

(5) 入札の方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 郵送により提出する入札書は代理人による入札は認められないこと。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争参加資格を令和7年11月29日現在で有している者であること。

(4) この公告の日から10の開札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の開札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒853-8502 長崎県五島市福江町7-1

（名称）長崎県五島振興局管理部総務課（経理班）

（電話）（代表）0959-72-2121

（直通）0959-72-4253

（FAX）0959-74-1822

4 入札参加条件

- (1) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者。
- (2) 2の入札参加資格を有し、7の「一般競争入札参加申請書」の提出を行っていること。
- (3) 当該業務の仕様の内容の全部を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

5 契約条項を示す場所

3の部局とする。

6 入札説明書の交付方法

(期間) この公告の日から令和7年11月27日(木)までの9時00分から17時00分の間(県の休日を除く。)

(場所) 3の部局とする。なお、長崎県ホームページ五島振興局入札情報からも入手することができる。

※ 郵送による入札説明書の交付を希望する場合

3の部局へ令和7年11月13日(木)17時00分までを必着とし、入札説明書交付申請書(任意様式)と返信用封筒を同封した書留郵便により交付を求めること。また、返信用封筒は表に申請者の住所、企業名称及び代表者等名を記載したA4用封筒又はレターパックとし、交付は着払い(郵送に係る費用は、交付希望者負担。)により行う。なお、3の部局が受け取った日の翌日から3日(県の休日を除く。)を経過しても入札説明書が届かない場合は、3の部局に確認すること。

7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書(別添様式1)(長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)を提出すること。

なお、提出の際は長崎県物品登録業者認定書類の写し(「長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」に関する資格審査結果の写し)を添付すること。

(提出場所) 3の部局とする。

(提出期限) 令和7年11月17日(月) 17時00分(必着)で、郵送又は持参により提出すること。

※郵送の場合は、簡易書留等配達を確認できる方法で送付すること。なお、県の休日(土曜日、日曜日、祝日等)は、持参による提出はできません。

8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

(1) 提出先 長崎県五島振興局総務課経理班

(2) 受領期限 令和7年11月27日(木)17時00分(必着)

(3) 提出方法 ア 入札者は、入札書に所要事項を記入して記名押印し、入札用封筒に入れて封印すること。

イ アの入札書が封印された入札用封筒を、提出期限までに郵送又は持参により提出すること。

※郵送の場合は、簡易書留等配達を確認できる方法で送付すること。なお、県の休日(土曜日、日曜日、祝日等)は、持参による提出はできません。

ウ 悪天候(大雨、台風接近等)等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵送遅延が発生した場合は、必要に応じて郵送遅延の理由を調査し開札を延期することもある。

10 開札の日時及び場所

(場所) 長崎県五島振興局 4 階大会議室

(日時) 令和 7 年 11 月 28 日 (金) 14 時 00 分

開札当日が悪天候 (大雨、台風接近等) 等の場合は開札を延期することもあるので、事前に 3 の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約 (契約金額の 100 分の 10 以上) を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法 (平成 15 年法律第 112 号) 第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法 (平成 15 年法律第 118 号) 第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの (2 件以上) を提出する場合

12 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

再度の入札における入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の (1) から (9) までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 入札者又は代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。

(10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき (入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。) 等入札者の意思表示が確認できないとき。

(11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(13) 民法 (明治 29 年法律第 89 条) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）第 97 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。